

物 品 借 用 書

那覇市選挙管理委員会事務局 様

は、下記の条項を遵守し、以下の物品を借用します。

借入物品 (物品名)	(個数)
(物品名)	(個数)
(物品名)	(個数)
(物品名)	(個数)

借用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

使用目的

記

借入条項

- 借入物品は、借入時から返却時まで借入者自らが責任を持って管理すること。
- 借入期間中に、紛失・盗難等の事由が生じ現品の返却が困難となった場合には、同種・同等機能の物品を返却すること。また、破損が生じた場合には、借入者の責任で修繕を行い返却すること。
- 借入物品を転貸・質入した場合、速やかに返却又は損害を賠償するものとする。
- 借入物品の使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合には、借入者の責任とする。
- 借入・返却日については選挙管理委員会の執務時間内に行うこと。
- 返却日を遵守し、返却の際には選挙管理委員会職員の立会いのもとに行うこと。

年 月 日

借 入 者

住 所

代表者名

印

担 当 者

Tel

メールアドレス

(選管職員用)	貸出日:	貸出者:
	返却日:	受取者:

物 品 借 用 書

那覇市選挙管理委員会事務局 様

〇〇〇〇高等学校

は、下記の条項を遵守し、以下の物品を借用します。

借入物品 (物品名)	投票箱	(個数)	3台
(物品名)	記載台	(個数)	3台
(物品名)	投票箱のカギ	(個数)	3セット
(物品名)		(個数)	

借用期間 令和 5 年 12 月 1 日 ~ 令和 5 年 12 月 8 日

使用目的 生徒会長選挙のため

記

借入条項

- 借入物品は、借入時から返却時まで借入者自らが責任を持って管理すること。
- 借入期間中に、紛失・盗難等の事由が生じ現品の返却が困難となった場合には、同種・同等機能の物品を返却すること。また、破損が生じた場合には、借入者の責任で修繕を行い返却すること。
- 借入物品を転貸・質入した場合、速やかに返却又は損害を賠償するものとする。
- 借入物品の使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合には、借入者の責任とする。
- 借入・返却日については選挙管理委員会の執務時間内に行うこと。
- 返却日を遵守し、返却の際には選挙管理委員会職員の立会のもとに行うこと。

令和 5 年 11 月 20 日

借 入 者 〇〇〇〇高等学校

住 所 那覇市泉崎〇ー〇ー〇

代表者名 〇〇 〇〇

印

担 当 者 〇〇〇 Tel 951-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇〇〇〇〇

(選管職員用) 貸出日: 貸出者:

返却日: 受取者: